

また、令和4年12月26日、保護者に対し、報告書を手交したところ、保護者より同報告書に対する所見が提出された。そのため、同所見を踏まえ、従前の報告書に対し、加除修正を行っている。

なお、対象児童本人への聞き取りについては、対象児童の保護者との面談の上、現在の対象児童の状況、心理的負担等を考慮し、行わないこととした。

4 調査内容

(1) 事件等の経緯

ア 令和4年6月24日、定期アンケートを行った。その中には、「小中大元で集中攻撃されて、理不尽な判断をされる」(■児童)旨の回答や、「「キモい」と言われて嫌だった」(■児童)旨の回答も見られた。なお、「小中大元」とは、4名で行われるボールを使用した遊びである。地面に4名分の陣地を描き、自陣地内に来たボールを1バウンドさせて、下手で他陣地に打ち返すもので、うまく他陣地に打ち返せなかった者が負けとなる。「元」「大」「中」「小」の陣地があり、負けた者は、「元」から「小」方向に向かって1つずつ陣地を移動し、「小」で負けた場合、外で待機している者と交代となる。

イ 同月27日、■教諭は、教育実習生より、3名の児童(男子A、男子B、男子C)による他の児童に対する態度が悪い旨の報告を受けた。

ウ 同年7月1日及び5日、■教諭は、上記のアンケート及び教育実習生からの報告を受け、アンケートにおいて特に気になる回答を記述した児童及び上記3名の児童と個別面談を行った。なお、この中には対象児童は含まれていない。

このとき、上記3名の児童について、小中大元の場面などで対象児童を含む数名の児童に対する態度が横暴となっている旨の回答を得たため、■教諭は、同3名に対し指導を行うとともに、その旨を職員会議において報告した。

エ 同月8日、■教諭は、対象児童の母より、「対象児童が嫌われ者としてランキングされている」、「男子Dが小さい頃から対象児童に悪さをする」、「男子Eが対象児童に向かって、「お前のこと嫌い」と言った」旨の連絡を受けた。

オ 同月11日、上記対象児童の母からの連絡を受け、■■■■教諭は、対象児童、男子D、男子Eのほか、クラスメイトである児童数名と個別面談をし、上記事実の有無を確認するための質問をした。

対象児童からは、男子Dについて、「悪さをされたのは小学2年生のときである」、「人にわからないように悪さをする」、「対象児童のいうことの8割を無視する」との回答を得た。他方で、嫌われ者ランキングについての話題は特に上がらなかった。

男子Dからは、「小中大元で追い込まれた友達がいたとき傍観していた」旨の回答を得た。他方で、「対象児童に対して、悪さをした」旨の回答は得られなかった。

男子Eからは、「対象児童に対し、「お前のこと嫌い」と言った」旨の回答は得られなかった。

男子Cからは、「アンケートを取ったことはないが、男子3、4名、女子2名程度がいる場において、自らが考えた嫌われ者ランキングについて話をしたことはあるが、対象児童に対し、直接1対1で告げたことはない」旨の回答を得た。

他方で、他の児童からは、上記対象児童の母からの連絡に含まれる事項について、心当たりはない旨の回答を得た。

カ 同日、■■■■教諭は、対象児童の母に対し、上記各児童からの回答を報告したところ、「男子Dについては、小学5年生のときのはずである」、「嫌われ者ランキングは、プールの時間に、男子Cが対象児童とすれ違う際に、直接1対1で告げている」旨の返答を受けた。また、同日、■■■■教諭は、いじめ防止対策委員会の委員長である■■■■教諭及び副校長に対し、上記オ記載の対象児童と男子Cとのトラブルの発生について報告した。

キ 同月13日、■■■■教諭は、■■■■の時間に、クラスメイトの児童より、対象児童と男子Cとの間でトラブルが生じた旨の報告を受けた。具体的には、男子Cが対象児童の筆箱を床に叩きつけ、それを足で蹴ったというものである。

■■■■教諭は、対象児童及び男子Cを呼び、トラブルの経緯を確認した。そうしたところ、男子Cは、上記行為を行ったことを認めるとも

に、上記行為に及んだ原因として、対象児童が、男子Cが好意を持っていると思われる女子児童と男子Cとの関係を揶揄するような発言をした旨を述べた。そのため、■■■■教諭は、対象児童に対し、対象児童も良くない点がある旨指導を行ったところ、対象児童は、同指導について受け入れる様子を示さず、■■■■教諭は、そのまま話を打ち切った。

同日の放課後、■■■■教諭は、対象児童の母に上記の内容を報告した。対象児童の母からは、「自分のことを受け止めてもらえなかったと思っているのでは。本人にもそれなりに理由があるのかも」との返答がなされた。

ク 同月14日、対象児童は、学校を欠席した。■■■■教諭が、対象児童の母と電話で話をしたところ、「対象児童に対し、「先生と何かあったの」と聞くと、「先生は矛盾している」とだけ言った」旨の回答がなされた。

ケ 同月15日、対象児童は、学校を欠席した。また、■■■■教諭が、クラスメイトである男子児童数名に対し、「小中大元でやられるとはどういうことか」を尋ねたところ、「やられるとは、「小」の位置に来た児童のアウトの判定を厳しく判断、追及されることである」、「男子Aや男子Bにはみんな逆らわない」、「対象児童だけが標的になっていたわけではないが、対象児童が標的になることは比較的多い気がする。」旨の回答を得た。

また、■■■■教諭は、上記イの3名に対し、対象児童に謝罪をすることを促し、同3名はこれに応じる姿勢を示した。

コ 同日、教育相談委員会が開催され、■■■■教諭は、同委員会において、対象児童が同月14日及び15日に欠席をしていること、上記キの事実及び対象児童が小中大元において標的になっている可能性があることについて報告した。また、同委員会の結果、保護者に来校してもらい、■■■■教諭から保護者より話を聞くという方針で進めることとされた。

また、■■■■教諭が、対象児童の母と電話で話をしたところ、「対象児童は塾に行った」、「■■■■教諭は上記イの3名が謝罪する場を設けたのか」という旨の話を受けた。

チ 同月3日から10日頃、対象児童は、外出を嫌がり、いどころが来訪をしても、隠れるなどの行動をとった。 [REDACTED]

ツ 同月20日及び21日、対象児童は、家族とともに、 [REDACTED] 旅行に行った。このときは、対象児童に人込みを嫌う様子はなかった。

テ 同月22日、対象児童は、口調が荒く、機嫌が悪い様子であった。 [REDACTED]

ト 同月23日、対象児童は、深夜2時半頃に起き、対象児童の保護者に対し、おなかが痛いと告げた。そのため、対象児童の保護者が、病院に行こうと伝えたところ、対象児童は、 [REDACTED] [REDACTED] などの行動をとった。

ナ 同月24日、 [REDACTED] 教諭は、対象児童の夏休み明けの行き渋りがないか心配となり、対象児童の母に対し、電話をしたところ、対象児童の母から、上記タからトの状況にあることを聞いた。

ニ 同月26日、 [REDACTED] 教諭は、対象児童の父と電話で話をし、対象児童の父より、「もう行けそうな様子ではない」、「9月17日に心療内科を予約した」旨の話がなされた。

また、 [REDACTED] 教諭は、その旨及び上記タからトの状況について、いじめ防止対策委員会へ報告した。

ヌ 同月29日、学校が始業した。対象児童は、欠席した。対象児童の欠席は同日から現在まで連続して続いている。

ネ 同日から同年9月1日、 [REDACTED] 教諭は、google classroomにより、対象児童にメッセージを送信した。

ノ 同月3日から9日まで、対象児童の所属するクラスが学級閉鎖となった。

ハ 同月12日、 [REDACTED] 教諭は、対象児童の父と電話をした。対象児童の父からは、「対象児童に友達のことを聞くと、「僕はすごく忘れっぽいところがあって言えない」と答えた」、「対象児童は、 [REDACTED] 教諭のことについて

て、「普段優しい言葉をかけないのに、google classroom 上だけで優しい言葉で読む気がしない」旨を答えた」等の話がなされた。

また、■■■■教諭に対し、対象児童の父から、今後の対応に関し、「欠席30日以上の大々事態として取り扱ってほしい」、「書面で対応策について示してほしい」旨の要望がなされた。

ヒ 同月14日、対象児童の両親が来校し、いじめ防止対策委員会のメンバーである■■■■副校長及び■■■■教諭、■■■■教諭にて対応をした。いじめ防止対策委員会は、対象児童の両親に対し、これまでの経緯を説明し、保護者に対し、大々事態と認定する旨を伝えた。対象児童の両親からは、学校側に対し、上記イの3名との1か月間のやり取りだけではなく、5年生時からのいじめの有無について調査をしてほしいとの要望がなされた。

同日、学校は、大々事態と認定し、同月15日、文部科学省への第一報の作成に着手した。

フ 同月16日、■■■■副校長は、大々事態の発生を附属学校支援グループに電話で報告するとともに、事態の経過をまとめたメモをメールにて送付した。

また、同日、月例のいじめ防止対策委員会が開催され、以後、本件に関するケース会議を設置して対応を検討していくことを協議した。

ヘ 同日、附属学校支援グループは、学校に対し、学校が主体となって調査するよう指示した。

ホ 同月20日、学校は、文部科学省への第一報案を作成し、附属学校支援グループへメールにて送付した。これに対し、附属学校支援グループより、内容について十分でない点等について、問い合わせや修正の指示があり、学校もこれに応じ、回答及び修正をし、第一報を完成させた。

なお、同月21日、■■■■教諭は、対象児童の保護者に対し、第一報を附属学校支援グループへ送付したことを報告した。

マ 同月27日、いじめ防止対策委員会は、対象児童の父に対し、クラスメイトに対し記述式のアンケートを取ることを、対象児童の名前を出して5年生時まで遡って書かせることを、記述があれば個別の聞き取りを行うことを提案し、対象児童の父はこれを了承した。

- ミ 同月28日、クラス内アンケートを実施した。
- ム 同月28日から30日、上記ミのアンケートをもとに、クラスメイト全員と個別面談を行った。
- メ 同年10月5日、学校は、上記ミのアンケートの結果を踏まえて作成した第一報を決裁し、同日、附属学校支援グループへメールにて送付した。
- モ 同月6日、附属学校支援グループは、文部科学省に、第一報を送付した。また、同日、いじめ防止対策委員会は、来校した対象児童の保護者に対し、上記ミのアンケート及び上記ムの個別面談の実施結果について報告した。
- ヤ 同月7日から同月27日まで、いじめ防止対策委員会は、対象児童の保護者との間で、複数回の電話による話を持ち、対象児童の復学支援のため、スクールカウンセラーによる支援の要望を受け、同要望に向けての検討を行うとともに、支援可能である旨を回答した。また、この間、
■■■■教諭は、対象児童に対し、google classroomでメッセージを送信するとともに、クラスメイトからの手紙を対象児童宅に届けるなどした。
- ユ 同月14日、附属学校支援グループは、文部科学省より、第一報を受理した旨の連絡をメールにて受領し、学校にその旨を連絡した。
これを受け、学校は、附属学校支援グループと協議をしつつ、いじめ調査委員会の構成や人選を進めた。
- ヨ 同年11月1日、いじめ防止対策委員会は、対象児童の保護者より、「組織としての対応に疑問を感じている」、「対応に時間がかかりすぎている」、「所見では文句を書きたい」旨等の話を受けた。
- ラ 同月10日、いじめ防止対策委員会は、従前、主に対応を行っていたいじめ防止対策委員会のメンバーである■■■■副校長、■■■■教諭、■■■■教諭に加え、養護教諭である■■■■教諭、及びスクールカウンセラーである■■■■臨床心理士を加え、対象児童の保護者と学校にて面談を行った。いじめ防止対策委員会は、保護者に対し、保健室対応等の登校時の対応、スクールカウンセラーが週に1回来校する体制を置くなどの対応が可能である旨を伝えた。対象児童の保護者からは、いじめ防止対策委員会に

対し、従前のかかりつけの心療内科医が退職し、行く病院の当てがない、進路について不安がある旨の話がなされた。

リ 上記の状況を踏まえ、いじめ調査委員会の人選等が決定され、同月24日、第1回いじめ調査委員会が開催された。

ル 同月28日、いじめ調査委員会のメンバーである、■■■■校長、■■■■副校長、■■■■弁護士と対象児童の保護者とで面談を行った。

(2) 認定される事実

ア クラス内における人間関係の形成

小学5年生時において、対象児童がいじめを受けた事実について、確認するには至らなかった。

小学6年生の6月初めころから7月までの間、以下のイからエに述べる事実が認められるようになった。また、このような状況について、対象児童が「いじられるのが嫌と言っていた」(■■■■児童)、対象児童を含む数名の児童について「何となく地位が低いみたいなイメージ」(■■■■児童)、「みんなの中にはいりにくそうだった」(■■■■児童)、「仲間のところに入っているっちゃ入っているんだけど、誘われているというよりは、誘われずに自分から入っていくイメージ。いじめというよりはいじられている感じ」(■■■■児童)と述べる児童もいた。

他方で、上記(1)で述べたとおり、主に上記(1)イ記載の3名の児童が対象児童を含む他の児童に対し、横暴な態度をとるようになっていた。

このように、小学6年生の6月初めころから7月までの間、クラス内において、対象児童を含む数名の児童が攻撃の対象となりやすく、また、主に上記(1)イ記載の3名の児童が、対象児童を含む児童に対し、攻撃的な言動に出るといった関係性が生じるようになっていた。

イ 「デカプリオ」というあだ名での呼称

小学6年時の6月頃から、対象児童は、クラス内において「デカプリオ」ないし「けつデカプリオ」と呼称されるようになった。同呼称を行っていたのは、上記(1)イ記載の児童のうち、男子A、男子C及び他の数名の男子児童であることが認められた。他方で、男子Bが呼称していたという事実を認定するには至らなかった。上記の児童らが呼称していた

ことは、令和4年9月28日に実施したアンケート及びその後の個別面談において、複数の児童からの回答により裏付けられた。

また、同アンケート及び個別面談において、同呼称について、「苦笑いをしていた」(■児童)、「やめてと言ったら、俳優にいたいと言われ逃げをされてうなだれていた」(■児童)、「嫌がっていたけど、笑っていた」(■児童)、「嫌そうだった」(■児童)、「あだ名が嫌だったのかもしれない」(■児童)という旨の回答がなされている。

ウ 小中大元での扱い

小学6年時、休憩時間に、主にクラスの男子児童で小中大元という遊びが行われていた。

上記(1)ア記載のとおり、「小」の陣地にいる者は、ゲームに負けると外にいる者と交代となる。そのため、「小」にいる者と交代できる待機中の児童の願望や、交代をすることでゲームから離脱して残念がる児童を楽しむという心理が働いてか、「小」にいる者に対する負けの判定が、厳しく追及されることがしばしばあった。他方で、「小」にいる児童には、交代を避けるために、負けではないことを強く主張する者がいた。

また、「小」となる者に限らず、4名のうちの1名が集中攻撃を受けることもあった。

このような追及や集中攻撃は、対象児童に限らずなされていた。

もっとも、上記(1)イ記載の3名については、自身の主張を通そうとし、他の児童がそれに迎合することがあった。(「男子A、男子B、男子Cは、言われてもごり押ししていた。他の児童数名は、その流れに乗って許していた」(■児童))。

反面、対象児童については、周囲に対して不満を述べることはできていたが、狙いの対象とされる機会自体は相対的に多かった(「一人狙いはあったといえばあった、みんなやられていた。大体、後から来た人がやられるが、対象児童はそれが多かった」(■児童))。

エ 嫌われ者ランキングに入った旨の発言

対象児童が、嫌われ者ランキングに入ったと男子Cより直接申し向けられたという事実は、認定するには至らなかった。

ただし、少なくとも、男子Cが、男子児童及び女子児童数名がいる前で、嫌われ者ランキングに対象児童が入っている旨の発言を行い、その発言が、直接または間接的に、対象児童の知るところとなった事実は認められる。

オ 認定に至らなかった事実

男子Dが対象児童に対して悪さをすると的事实について、具体的に指摘のあった事実については、対象児童自身が「悪さをされたのは小学2年生のときである」旨を述べ、他の事実については内容が抽象的であったことから、調査において、5年生時における事実と認定するには至らなかった。

また、男子Eが、対象児童に対し、「お前のこと嫌い」と言ったとの事実について、男子Eから、そのような事実があった旨の回答はなく、対象児童から、事実を認定するためのより具体的な状況を聞くことができない状況において、事実と認定するには至らなかった。

(3) 上記(2)のイからエに対する評価

ア いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条において、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

すなわち、いじめを受けた児童本人が「心身の苦痛を感じている」ことをその要件としており、かかる観点に立脚し、いじめと評価されるかについて、以下、検討するものである。

なお、同定義は、いじめ防止対策推進法上の定義を前提としたものとなるため、同行為が同法上のいじめに該当することをもって、必ずしも刑事上違法または民事上不法行為との評価を受けるものではないことを付言する。

イ 上記(2)イについて

上記(2)イの行為について、当該あだ名は、対象児童の身体的特徴を揶揄するものであり、一般的に心身の苦痛を感じる性質のものである。

また、実際、対象児童は、当該行為を辞めてほしいと思っている旨を表明している（しかしながら、俳優に在ると言い逃れをされるなどして、当該行為が止むには至らなかった。）。

したがって、当該行為は、いじめ防止対策推進法上のいじめに該当するものと判断する。

ウ 上記(2)ウについて

上記(2)ウの行為については、小中大元という遊びの中で発生したものである。また、勝ち負けが決まるゲーム性ゆえに、自身の勝ちや他者の負けを得るために、何らかの方策を用いることは、一定の範囲においては許容されるものと言える。

当該行為は、「小」の陣地にいる者について負けの判定を厳しくすること、4名のうち特定の者のみを狙い撃ちをするというものであるが、これらは、自身の勝ちや他者の負けを得るための方策として、参加する児童がいずれも同程度に、狙い、または、狙われる立場に置かれる上では、いじめと評価することはできない。

他方で、このような均衡が崩れ、特定の者のみが狙い、または、狙われる状況となった場合、狙われる者は、一般的に心身の苦痛を感じるものと考えられる。

本件において、対象児童が特定の児童を狙い、または、自身の主張を通し、やむを得ず他の児童が要求を受け入れるという状況が生じていたという事実は認められない。他方で、対象児童が、狙いの対象となる頻度は、比較的多かった事実が認められる。

したがって、当該行為は、対象児童が、心身の苦痛を感じるものであり、いじめ防止対策推進法上のいじめに該当すると判断する。

エ 上記(2)エについて

上記(2)エについて、嫌われ者ランキングにおいてランキングされ、それを知るところとなることは、一般的に心身の苦痛を感じるものと言える。

なお、本件において、嫌われ者ランキングというアンケートが実施された事実は認定するに至らず、また、それを、対象児童に直接告げた事実も認定するには至っておらず、「心理的又は物理的な影響を与える行為」と言えるかという問題がある。

もつとも、本件において、少なくとも男女数名がいる中でそのような話題が出された事実、及び、そのことが直接的または間接的に対象児童の知るところとなったことが認められる。

また、対象児童の知るところとなることや他の児童等に広まることについて、特段配慮がなされたという事情も認められない。

そうであるとする、当該行為は、対象児童に対し、心理的又は物理的な影響を与える行為であり、かつ、対象児童の心身の苦痛を感じているものと言える。

したがって、当該行為は、いじめ防止対策推進法上のいじめに該当すると判断する。

(4) その他に対象児童が抱える状況

上記(3)の記載の事実により、対象児童は心理的な負担を抱えていたものと考えられるが、上記(3)の記載の事実のほか、対象児童が心理的負担を感じていたと考えられる事項について、以下のとおりである。

ア 受験に関する心理的負担

対象児童が不登校となったのは、小学6年生の7月であり、数か月後には受験を控える立場にあった。

本校内においては、中学受験を行う者は圧倒的多数で、かつ、クラス内では、他の児童が受験に合格することで自身が不合格となりうる関係にもある。そのため、入学後、特に高学年になる頃から、他の児童との学業の成績の優劣について、常に意識し、心理的負担を生じる環境にあると言える。

かかる心理的負担は、本校における児童の大部分に生じうるものであり、対象児童も、そのような心理的な負担を感じていた様子が見受けられる。

すなわち、対象児童について、「以前通っていた進学塾が嫌になったのは、完全に席を成績順にする、それが嫌だと言っていた」(■見

童)、「塾で、国語負けたー、算数負けたーと言っていた」(■児童)、
「塾で、「お前、順位低くねー」とかそういう話をしていた」(■児童)との回答がなされており、塾や学業での成績については、かなり意識をしていた様子が窺われる。

また、対象児童が、心理的な負担を外部に特に強く表明することとなったのは、令和4年8月2日、塾に通学をしようとした送迎の場面においてであり、この際、対象児童は、塾に対する不満を述べている。

以上のとおり、対象児童が不登校となった時期において、受験に関する心理的負担も相応に抱えていたことが窺える。

イ 担任教諭との関係

上記(1)キ記載のとおり、令和4年7月13日、対象児童と男子Cとの間でトラブルが生じた旨の報告を受けた■教諭は、対象児童及び男子C同席のもと、トラブルの経緯を尋ねた。

そうしたところ、男子Cは、上記行為を行ったことを認めるとともに、上記行為に及んだ原因として対象児童にも非があった旨を述べた。

これを受けて、■教諭は、対象児童が行った行動についても良くない点がある旨を指導した。また、同指導に当たり、■教諭は、対象児童に対し、そのような言動がトラブルを誘発する側面があることを「自覚した方が良い」との言葉を用いて、指導を行った。

これに対し、対象児童は、「自覚はしています」と述べつつ、同指導を受け入れる態度を見せなかったため、■教諭は、「本当に自覚をしているならそんな発言はしない」と述べた。■教諭は、上記(3)イ記載の3名の児童のみならず、各児童のトラブルのもととなる言動をなくすことでクラス内のいじめをなくしていこうとの考えを持っていたところ、対象児童の反応が想定とは異なり、指導を受け入れるものではなかったため、感情的になり、最終的には、■教諭の意見を押し付ける形で指導は打ち切られた。

対象児童は、上記(3)記載の人間関係において上記(3)記載の行為を受けの中で、クラス内での生活のしづらさを感じていたものと考えられる。

他方で、対象児童は、クラスメイトに対し、自己の主張を臆さずに述べることができる性格を有しており、そのことで時折クラスメイトと衝

突することがあったと考えられる。また、そのことについて対象児童自身も悩みを抱えていた可能性もある（なお、そのような性格であることは非難されるべきものではなく、また、それを理由としていじめが許されるものではない。）。

■■■■教諭は、上記の対象児童の状況や気持ちを受け止めた上で教育指導を行うべきであったといえ、それにもかかわらず、「自覚した方がよい」との発言を用いて指導を行ったことは、対象児童に対する配慮に欠けるものであったといえる。

また、■■■■教諭は、令和4年7月19日に行われた前期の運営委員会の主催する劇の役割の割り当てを行うにあたり、対象児童への割り当てを失念したことがあった。同劇は、学年の中から希望者のみを募って行うものであったところ、想定に反し希望者が少なかった。そのため、■■■■教諭は、対象児童を含む後期の企画委員の予定者に声をかけ、不足分を補うこととした。そうしたところ、■■■■教諭は、後期企画委員予定者に声掛けをした後、対象児童のみ、役割の割り当てを数日間失念していた。

加えて、対象児童は、「担任は普段は優しい言葉をかけないのに、google classroom上だけ、優しい言葉で読む気がしない」と述べるなど、■■■■教諭について、日頃より、必ずしも安心して関われる存在とはなっていなかった様子が窺える。

(5) まとめ

以上のとおり、本件において、上記(2)イからエに記載するいじめ防止対策推進法上のいじめに該当する行為の存在が認められる。

また、同各いじめに加え、上記(4)記載の心理的負担が生じていた事実も認められ、これらの事実が重なりあって要因となり、対象児童の不登校へとつながった可能性が考えられる。

5 今後の対象児童及び関係する児童への支援方策

(1) 友人らとの接点の確保

対象児童が不登校となつて後、クラスメイトより対象児童に対して手紙を渡したい旨の申し出を受け、■■■■教諭は、対象児童方へ、同手紙を届けた。また、■■■■教諭は、保護者との連絡を行う中で、対象児童が、友人か

らの手紙の一部に目を通し、喜んでいる様子が見受けられることがあった旨を聞いている。そのため、今後も、引き続き友人からの手紙を対象児童に届けることを継続的に行う予定である。

また、今後、友人からの遊びの誘いやオンライン上での交流について、時期や方法について保護者と協議をし、対象児童の心情に配慮しつつ、行う予定である。

(2) 登校に向けたフォロー

対象児童が、登校を希望するようになった場合、学校への復学に向けて、支援を行うことを予定している。また、即座の学級への復帰は困難なことも想定されるため、保健室登校を行える体制を整え、週に1回のスクールカウンセラーとの面談も行える体制を整えている。

(3) 進路に関する情報提供、支援

対象児童は、現在、小学6年生であり、中学受験等の進路の決定を行うべき時期にある。■■■■教諭と保護者との間で、週に1回程度の電話連絡および必要に応じて面談を行い、進路に関する情報提供等を行っており、今後も継続して支援を行う予定である。

(4) 周囲の児童への指導、教育

本件を受けて、学級活動、朝の会および帰りの会の時間において、■■■■教諭は、学級の児童らに対し、当該児童の現在の状況を思いやることの重要性や、クラスメイトとの人間関係の持続の大切さ、いじめが人権の侵害につながる事等について、指導教育を行っている。

また、令和4年10月26日、6年生全体に対し、弁護士によるいじめ予防授業を行い、いじめや人権に関する道徳教育を行った。

今後も引き続き、周囲の児童らへの指導、教育を行っていく予定である。

6 本事案に関する総合的所見

(1) 法的解釈の観点から

上記4(1)記載のとおり、対象児童は、令和4年7月14日より欠席をし、同月19日には登校をしたものの、その後、登校するに至っていない。

同年9月12日、本校は、対象児童の保護者より、いじめ重大事態として扱ってもらいたい旨の要望を受け、学校は、同月14日、重大事態と認定することとした。その後、いじめ調査委員会が設置され、第1回の委員会が開催されたのは、同年11月24日になってのことであった。

いじめ防止対策推進法28条1項は、学校または学校の設置者は、重大事態を認定した場合、速やかに、学校または設置者の下に組織を設け、調査を行うものとされているところ、上記のとおり、重大事態の認定から第1回の調査委員会の開催まで、2か月以上の期間を要しており、同法に反している。

かかる状況となった経緯は以下のとおりである。

学校には、いじめや重大事態が生じた場合の指針等が定められた「いじめ防止基本方針」が設置されている。そうしたところ、重大事態に対する方針が定められたフローチャート内に、文部科学省への第一報の提出が完了した後に、調査委員会の設置を行うものとも読み取れる記載がなされていた。

そのため、学校は、文部科学省への第一報が受領された旨の回答がなされた後に、調査委員会を設置すべきものと誤って認識をしていた（なお、「いじめ防止基本指針」は、いじめ防止対策推進法等の法令に基づいて作成されるものであるため、「いじめ防止基本方針」に基づいて、または、基づいて行っている」と誤信して行ったとしても、いじめ防止対策推進法に違反する行為が正当化されるものではない。）

また、附属学校支援グループは、令和4年9月16日、学校に対し、学校が主体となって調査すべき旨を指示したものの、その後、同年11月24日に、学校が調査委員会の設置を行うまでの間、学校に対し、調査委員会の設置を促すことはなく、また、学校と調査委員会の構成や人選について協議をする場においても、調査委員会の組織が遅れていることについて特段注意等を与えていない。そのため、附属学校支援グループも、学校と同様の誤認をしていたものと考えられる。

同認識の下、学校は、令和4年9月28日には、いじめ防止対策委員会の下、クラスにおいてアンケートを実施し、また、各児童に対し個別面談

による聞き取りも行っており、調査については、比較的早期の段階で行っており、この点については一定の評価を行うことは可能である。

もつとも、上記のとおり、いじめ防止対策推進法は、重大事態発生時には、常時設置されているいじめ防止対策委員会とは別の組織を設置することとしており、いじめ防止対策委員会とはその職務の内容は異なり、また、同職務の内容に応じて適切な委員の構成も検討されるべきものである。

また、対象児童の保護者は、外部の専門家の関与を求めているところ、調査委員会を組織すべきこと及び適切な委員の選任に対する認識があれば、対象児童の保護者の意向を確認し、早期の段階から外部の専門家を組織の構成員として構成することが可能であったと言える。

以上のとおり、本件における調査の開始は、重大事態認定後、学校または設置者の下に速やかに組織を設け、調査を行うべきとするいじめ防止対策推進法28条1項に反するものであった。

今後は、重大事態において、速やかに調査委員会の設置を行うよう周知するとともに、誤認を招いた「いじめ基本方針」のフローチャートの改訂等を行う必要があると考える。

(2) 教育相談の観点から

対象児童の母親から、我が子がクラスメイトからいじめと思われる行為を受けているとの連絡が最初に担任に寄せられたのは7月8日であったが、その3日後にあたる7月11日以降、担任の■■■■教諭は本校の「いじめ防止対策委員会」に経過を報告し、「いじめ防止対策委員会」において逐次対応を協議してきた(7/15・8/26・9/14・9/16・9/27・10/6・11/1・11/10)。従って本事案においては、「いじめ防止対策委員会」が比較的早期に立ち上がり、求められる機能を遂行してきたものと考えられる。しかし、当初の構成メンバーは担任・教育相談担当教諭・副校長の3名であり、十分な人員であったとは言いがたい。途中から養護教諭も協議に加わることとなったが、本校のスクールカウンセラーが関与するまでには、保護者が重大事態としての取り扱いを要望してから約1ヶ月半の期間を要した。

本校の「いじめ防止対策委員会設置要綱」では、当該委員会の構成員としてスクールカウンセラーも想定されているが、本事案においてはかなりの時間が経過した後に関与することとなり、十分な機能を果たすことはなかった。もう少し早い段階で、或いは恒常的にスクールカウンセラーが関与し、関係する児童個人および児童集団の人間関係、さらには児童・教師の関係などについて、臨床心理学的な視点も交えたコンサルテーションがなされていたら、より迅速で適確な対応が可能となったかもしれない。

そのような機能の実現が困難であった背景には、本校におけるスクールカウンセラーの勤務時間の短さ（実質月に4時間）が関係している。教科担任制を敷く本校においては、学級担任がクラスの児童に目を配り、きめ細かな観察を行なうにあたり、学級担任制を採用する公立小学校に比べると大きな制約を受けざるを得ない。それを補うスタッフの手当や連携体制の構築が急務であると考えられる。今後、スクールカウンセラーや特別支援教育サポーター等、教員をサポートする人員の配置を拡充し、教職員が「チーム学校」として協働して問題に対応できる教育環境の整備を進めていく必要があるものと考えられる。

(3) 学校管理体制の観点から

本調査委員会として、いじめ防止対策推進法に基づき、対象児童に対するいじめと、調査委員会を設置するまでの遅れを認定するに至った。こうした事態について、学校管理体制の観点からも、大いに反省し、次の点から改善を行う必要があるものと考えられる。

本校では、令和2年度に教育相談委員会において、児童の生活や学習上の状況を個人別に記録し、教職員間で共有する体制を築き、活用がはじまった。しかし、いじめに関しては、令和3年度10月における附属学校評価委員会による本校前年度のいじめ認知件数の少なさに対して、問題の指摘があった。また、組織図において、教育相談委員会といじめ防止対策委員会が併記されるなど、いじめに対する組織体制の不備について改善を求められた。本校は、こうした指摘をふまえ、その年度のうちに教職員に対して、いじめ認知に関する意識を法律の趣旨に沿って改めるよう注意を促すとともに、組織図の変更を行い、教育相談委員会といじめ防止対策委員会の役割を明確にした。本年度には、平成26年3月制定の「XXXXXXXXXX

■「小学校いじめ防止基本方針」を改定し、いじめへの組織的な対応の具体的な方法について見直しを行った。こうしたことの結果、いじめ認知件数は、令和3年度において大幅に増加するとともに、いじめ防止対策委員会における認知したいじめに対する組織的な対応も進んできたとの認識があった。今回の対象児童へのいじめに関しても、事件等の経緯ウにあるように、3名の児童の他の児童に対する不適切な行為について、担任がいじめの疑いのある行為として認知した時点ですぐに職員会議で報告したり、同オおよびカにあるように、母親からの対象児童へのいじめの訴えに対して、学年団で対応するとともに、いじめ防止対策委員会において報告・検討を経て対応したりするなど、いじめ認知に対する意識の改善および組織的対応は、一定程度進んでいたと言えよう。

しかし、本件のいじめを「重大事態」と認識し、法に基づいて迅速に「いじめ調査委員会」を立ち上げ、状況を改善するという点においては、その手順や方法について、いじめ防止対策委員会にとどまらず、学校を支える組織全体として、十分な理解と準備が行われていたとは言い難い。学校内に設けた組織にとどまらず、附属学校支援グループとの連携といった観点も含めた組織的対応という認識が必要であったと思われる。

また、専門家との連携という点からも不十分さが認められる。上記(2)の「教育相談の観点から」の指摘にあるように、教育相談委員会やいじめ防止対策委員会には、スクールカウンセラーの関与が想定されているが、そのことが実際に運用されなければ、効果的な対応は望めない。本調査委員会においても、スクールカウンセラーの果たす役割は重要であった。スクールカウンセラーの相談時間の拡大を持続的なものとするとともに、常時学校との連携を深める努力を行う必要がある。

スクールロイヤーの制度については、広島大学の附属学校全体において、本事件が進行していた本年度8月に発足した制度である。いじめ防止は、「いじめ防止対策推進法」が平成25年に制定されたように重大な教育課題であることは明白であるが、法律の具体的な運用や「いじめ防止対策等のための基本的方針」（平成25年10月11日文部科学省、最終改訂平成29年3月14日）および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）など文部科学省による指針に対する法的

な観点からの理解については、学校において十分でないところがあった。そうした点について、スクールロイヤー制度を活用して早期に弁護士に相談し、理解を深めることも可能であったはずである。

本件において、保護者の求めた、児童期にある小児を診療の対象とする心療内科医を調査委員会の委員として招き、保護者及び対象児童とつなぐことは、学校として十分な対応を行うことができなかつたという状況は現時点でも続いている。スクールカウンセラーへの相談を優先した対応も理由のあることではあるが、一方で本学医学部との連携において小児を対象としうる心療内科医を保護者に紹介することも、その実現可能性を今も残している。また、今後の対応方法としてもそうした努力をしていく必要があるように思われる。

以上、本件のように、いじめ事件において、本校における常設の組織による対応以上の対処が必要となった場合について、本校の課題と改善方法を述べてきたが、スクールカウンセラーおよび心療内科医といった専門家が対象児童に関与したとしても、本校の教職員が児童に関わろうとする行為を適切な形で続ける必要があることに変わりはない。調査委員会による指針のもと、いじめ防止対策委員会を中心に、対象児童の復学に向け、本来的な意味での組織的な対応を行う努を続ける必要がある。

報告書

令和7年12月10日

■■■■■■■■■■ 小学校いじめ調査委員会

令和5年2月1日付にて作成、提出いたしました報告書に関しまして、以下のとおり、一部訂正いたします。

1. 対象児童保護者作成の令和5年2月7日付所見において、いじめ行為によって対象児童が不登校となった旨を対象児童本人が述べている旨の報告がなされたことを受け、4(5)において「また、同各いじめに加え、上記(4)記載の心理的負担が生じていた事実も認められ、これらの事実が重なりあって要因となり、対象児童の不登校へとつながった可能性が考えられる。」とある部分を、「また、同各いじめの事実が存することに加え、対象児童本人から、同各いじめ行為により不登校となった旨の供述がなされている状況を踏まえると、同各いじめ行為が主たる要因となって、対象児童が不登校となったと認めるのが相当である。」と変更する。
2. 日付の誤りが確認されたため、3において、「同年9月26日に実施された対象児童に関するアンケート」とあるのを「同年9月28日に実施された対象児童に関するアンケート」と変更する。

以上